

TB コーポレートサービス株式会社
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 11月 1日～2024年 3月 31日
 (令和3年 11月 1日～令和6年 3月 31日)

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（女性労働者に対する職業生活に関する機会提供の目標）

係長以上職に占める女性割合を 2024 年 3 月末までに 55%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2021 年 11月～ 一般職（上級）の女性部下を持つ所属長は、当該社員の個別育成計画を策定し、当該社員及び総務室と共有する。
- 2022 年 10月～ 管理職（課長以上職）を対象に、人事評価基準に対する認識を揃えるため、全社調整会議の実施や人事評価に関する管理職研修を実施する。
- 2023 年 4 月～ 人事評価の基準詳細をリスト化し試行開始する。
- 2024 年 4 月～ 人事評価の基準詳細リストに基づく評価を導入する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境整備の目標）

男性社員の育児休業取得率を 30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年 4月～ 育児と仕事の両立支援サポートブックを策定し、男性社員の育児休業取得に関する情報を盛り込む。
- 2022 年 10 月～ 所属長を対象に、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援方法について説明を実施する。
- 2022 年 10 月～ 配偶者が出産した男性社員を対象として、総務室および直属上司から育児休業の取得を勧めるとともに、所属長主導で室全体の業務配分について見直しを実施する